

## クラウドバンク匿名組合約款 2018年8月2日改定 新旧対照表

(改定箇所には下線を付しております。)

改定前	改定後
<p>第2条(定義)</p> <p>(1)～(23) (省 略)</p> <p>(24)「払込期日(投資ポジション毎)」とは、投資ポジション毎に設定された募集期間の最終日又は本匿名組合員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日をいいます。</p> <p>(25)(省 略)</p>	<p>第2条(定義)</p> <p>(1)～(23) (現行どおり)</p> <p>(24)「払込期日(投資ポジション毎)」とは、投資ポジション毎に設定された募集期間の最終日又は本匿名組合員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日をいいます。<u>但し、外貨建ての投資ポジションの払込期日(投資ポジション毎)は、運用期間の開始日までの任意の日とします。</u></p> <p>(25)(現行どおり)</p>

以上